

●香川県告示第246号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月6日

香川県知事 池田豊人

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

高松市香西東町547番地3

株式会社CAVIC 代表取締役社長 板坂直樹

(2) 事業場の所在地及び名称

東かがわ市引田1850番地2

株式会社CAVIC 東かがわ・つばさキャビアセンター

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	水産食料品製造業の用に供する洗浄施設	
能	力	①305L 1基、②554L 1基、③10L 1基	
工期等	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
	使用開始予定年月日	許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		①③1時間断続使用、②1.5時間断続使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	①26.0~8.0、 ③7.0~8.5	①26.0~8.0、 ③7.0~8.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	①③10、②20	①③10、②20
	化学的酸素要求量 (mg/L)	①③10、②20	①③10、②20
	浮遊物質 (mg/L)	10	10
	窒素含有量 (mg/L)	①5、②10、③1	①5、②10、③1
	りん含有量 (mg/L)	①②2、③<0.05	①②2、③<0.05
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	①一、②5、③1	①一、②5、③1
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	①②100、③一	①②100、③一	
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		①0.6、②0.1、③0.02	①0.6、②0.1、③0.02

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	合併処理浄化槽			
能	力	3.6m <sup>3</sup> /日			
汚水等の処理方式		担体流動循環方式			
処理前及び処	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大

理後の 汚水等 の汚染 状態	水素イオン濃度	6.0~8.5	6.0~8.5	6.0~8.0	6.0~8.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	100	100	20	20
	化学的酸素要求量 (mg/L)	100	100	20	20
	浮遊物質 量 (mg/L)	100	100	30	30
	窒素含有量 (mg/L)	100	100	20	20
	りん含有量 (mg/L)	10	10	5	5
	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/L)	5	5	<1	<1
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	-	1,000	1,000
排出される汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)		1	1	1	1

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		排 水 口 No. 1	
排出水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6.0~8.0	6.0~8.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	4	4
	化学的酸素要求量 (mg/L)	10	10
	浮遊物質 量 (mg/L)	5	5
	窒素含有量 (mg/L)	5	5
	りん含有量 (mg/L)	1	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有 量 (mg/L)	<0.5	<0.5
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	100	100
	溶存性鉄含有量 (mg/L)	<0.05	<0.05
排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)		109	109

区 分		排 水 口 No. 2	
排出水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6.0~8.0	6.0~8.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	20	20
	化学的酸素要求量 (mg/L)	20	20
	浮遊物質 量 (mg/L)	30	30
	窒素含有量 (mg/L)	20	20
	りん含有量 (mg/L)	5	2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有 量 (mg/L)	<1	<1
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	1,000	1,000
排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)		1	1

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和5年10月6日から同月27日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

東かがわ市市民部環境衛生課